

岡崎市次世代自動車購入費補助金事務取扱要領

平成28年4月1日施行

令和2年4月1日施行

岡崎市次世代自動車購入費補助金交付規程（以下「規程」という。）に基づく補助金交付に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

第1 財産処分承認申請（規程第12条関係）

財産処分承認申請書とは様式第5号のとおりとし、市長がその内容を承認する場合には、様式第6号により通知するものとする。

第2 取得財産の処分を制限する期間(規程第12条関係)

取得財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、4年とする。

第3 補助金の返還の額(規程第13条関係)

取得財産処分制限期間から既に使用した年数を減じた年数を取得財産処分制限期間で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（当該算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）により算出する（別表参照）。

（別表）残存簿価ベースの算出方法

経過年数（注）	残存簿価ベース（定額法）
1年未満	全額
1年以上2年未満	補助額 × 3 / 4
2年以上3年未満	補助額 × 2 / 4
3年以上4年未満	補助額 × 1 / 4
4年以上	補助金の返還は要しない

注 経過年数の起算は登録年月日とする。